

第 37 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) カドミウムの最大基準値 (議題 17(d)) 議事録 (仮訳)

167. 第 36 回部会は、精米、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜、その他野菜の最大基準値原案については、ステップ 5 に進め、総会において予備的な採択をするよう依頼することとした。軟体動物（頭足類を含む）の最大基準値原案についてはステップ 3 に戻し、加盟国に対してコメントを求めて次回の会合においてさらに検討を行うこととした。第 27 回総会は、精米を除く品目の最大基準値原案を提案されたとおりステップ 5 で採択した上で、ステップ 6 に進めた。精米については、提案された最大基準値原案では特定の人々において暫定週間耐容摂取量（PTWI）を超過するのではとの懸念からステップ 3 に戻された。

168. JECFA 事務局は、第 64 回 JECFA が異なる最大基準値のカドミウム摂取に対する影響は非常に小さいと結論づけたことを紹介した。最大基準値案では、カドミウム摂取量の平均値は PTWI のおよそ 1% ほど減少した。一段階低い最大基準値を想定した場合では、カドミウム摂取量の減少率は最大でも PTWI の 6% ほどであった（小麦、ばれいしょ）。最大基準値案では、その値を超過するものの割合は最大でも 9% であった（カキ）。一段階低い最大基準値を想定した場合は、軟体動物、ばれいしょ、その他野菜で約 25% のものが基準値を超過する結果となった。

169. JECFA 事務局は、概要報告の記述に即して、カドミウム摂取量の平均値と異なる基準値によるインパクトに加えて、JECFA が日本の米のデータに基づいて行った確率論的な摂取量評価も用いたことに言及した。この解析でも、検討されている 0.2 mg/kg と 0.4 mg/kg を検討した結果、米の消費量の 95% 値と 97.5% 値でカドミウム摂取量に差異はほとんどないと結論された。

小麦、ばれいしょ、茎菜及び根菜、葉菜、その他野菜のカドミウム最大基準値案

170. 部会は、JECFA の評価が葉菜はカドミウムの主要な摂取源ではないと結論づけたことを受けて、葉菜とその他野菜の最大基準値の検討を中断するか否かについても検討を行った。これらの品目は、土壌から汚染される可能性があるとの観点から、最大基準値は必要であると指摘された。また、第 36 回部会において、すでにいくつかの品目についてカドミウムの主要な摂取源ではないとして、最大基準値検討の作業が中断されたことも言及された。この結果、部会はこれらの品目の最大基準値の検討を継続することで合意した。

171. これに関連して、CCFAC におけるにおけるリスク管理措置の決定は食品又は食品群中の汚染物質及び毒素に関する CCFAC の暴露評価方針に示されている基本原則に従うべきとの意見が出された。この原則では、食品中の汚染物質や毒素の摂取量に大きく寄与している食品又は食品群を選定する明確なクライテリアを設けている。

軟体動物の最大基準値原案

172. 部会は、軟体動物の提案されているカドミウム最大基準値原案について、基準値の検討を中断する選択肢を含めて検討した。EC 代表団は、JECFA の評価が軟体動物はカドミウム摂取量に対して寄与があると結論づけたことから、この提案に反対するとともに、海産二枚貝と内臓を除

去した頭足類に対して 1.0 mg/kg の最大基準値を提案した。いくつかの国はこれらの品目に関する基準値設定の作業を中断することに賛成した。それ以外の国は、軟体動物や頭足類の一般的なカドミウム濃度は提案されている最大基準値原案（1.0 mg/kg）を超過する傾向があることから提案された基準値に反対するとともに、より高い値（2-3 mg/kg）を提案した。議論の末、部会は、海産二枚貝（カキとホタテガイを除く）と頭足類（内臓を除去したもの）の最大基準値を 1.0 mg/kg としてステップ5に進めることで合意した。チリ、キューバ、インド、タイ、フィリピン及びベネズエラはこの決定に対して留保を表明するとともに、環境の汚染を考慮して頭足類の最大基準値を 2.0 mg/kg とすることを提案した。

精米の最大基準値原案

173. 最後に、部会は精米の最大基準値原案について議論した。日本の代表団は第 64 回 JECFA の評価結果を考慮して、現行の 0.4 mg/kg を維持することを提案した。加えて、日本が行った摂取量の推定からは、0.4 mg/kg が消費者の健康を保護すると結論づけられた。EC 代表団は、0.4 mg/kg の基準値を設定した場合のカドミウムの摂取量の多い消費者、特にカドミウム濃度が高い米が生産される傾向のある地域のブランドにこだわる消費者に対するインパクトを考慮して、当初提案されていた 0.2 mg/kg に戻すよう主張した。いくつかの代表団は、JECFA が PTWI の基礎としたカドミウムの健康への悪影響の発現は非常に長期間の摂取を必要とすることから、子供のような狭い年齢層での摂取について、JECFA が PTWI の基礎とした健康への悪影響と比較して議論することは適切ではないと指摘した。

174. 多くの代表団が 0.4 mg/kg を支持した。これらの国々のうちのいくつかの国は、独自の摂取量評価を実施し、現行の最大基準値案は消費者の健康に悪影響を及ぼさないことを確認していた。部会は、精米に対する 0.4 mg/kg の最大基準値原案を、第 28 回総会においてステップ5で採択するよう諮ることを決定した。EC、エジプト、ノルウェーとシンガポールはこの決定を留保した。

カドミウムの最大基準値原案の位置付け

175. 部会は、第 28 回総会において、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜、その他野菜の最大基準値案をステップ8として最終的に採択すること、さらに海産二枚貝（カキとホタテガイを除く）や頭足類（内臓を除去したもの）と精米の最大基準値原案をステップ5で採択することをそれぞれ諮ることに合意した。

カドミウムの最大基準値案

(ステップ8で最終採択することを総会に諮ることとなったもの)

コード 番号	食品群	基準値案 (mg/kg)	ステップ	備 考
GC 0654	小麦	0.2	8	
VR 0589	ばれいしょ	0.1	8	皮を剥いたもの
VR 0075 VS 0078	根菜、茎菜	0.1	8	セロリアック、ば れいしょを除く
VL 0053	葉菜	0.2	8	
VA 0035 VB 0040 VC 0045 VO 0050	その他の野菜	0.05	8	食用キノコ、トマ トを除く

(ステップ5で予備採択することを総会に諮ることとなったもの)

コード 番号	食品群	基準値案 (mg/kg)	ステップ	備 考
CM 0649	精米	0.4	5	
IM 0151	海産二枚貝	1.0	5	カキとホタテガイ を除く
IM 0152	頭足類	1.0	5	内臓を除外したも の